

# 「差別をなくす強調月間」人権イベント

- ◆おおよまだ  
人権フェスティバル2024  
【とき】11月23日(土) 午後1時30分～
- 【内容】ライトピアノおおよまだ ホール
- 【内容】第1部：人権作品の発表・人権作文の朗読  
第2部：人権講演会  
・演題：私からはじめる 私たちの多様性社会  
・講師：(公財)よなこ国際交流協会 三木 幸美さん
- ◆差別をなくすいがちの集い2024  
【とき】12月6日(金) 午後7時30分～
- 【内容】西柘植地区市民センター 小ホール
- 【内容】演題：かけはし〜ハンセン病回復者との出会いから〜  
講師：三重テレビ放送 上級 エキスパート職・局長 小川 秀幸さん
- ◆2024 青山人権のついでい  
【とき】12月7日(土) 午後1時～
- 【内容】青山福祉センター 教養娯楽室
- 【内容】第1部：青山小学校・青山中学校からの発信  
第2部：人権講演会  
・演題：こどもの居場所とまちづくり  
・講師：認定特定非営利活動法人「こどもの里」理事長 荏保 共子さん
- ◆あやま人権フェスティバル2024  
【とき】12月13日(金) 午後7時～
- 【内容】阿山保健福祉センター ホール
- 【内容】演題：生活支援の現場から伝えたいこと  
講師：多文化共生ネットワーク エスペランサ 代表 青木 幸枝さん
- ◆人権を考える市民の集い2024 (上野・島ヶ原地域)  
【とき】12月14日(土) 午後1時30分～
- 【内容】伊賀市文化会館
- 【内容】第1部：人権作品入賞者表彰・人権作文の朗読  
第2部：人権講演会  
・演題：若年女性が主体的に生きる未来を語ろう〜少女支援の現場から〜  
講師：(社)京都わかこさねっと 事務局長 北川 美里さん

【問い合わせ】 人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp



# 本人通知制度に登録しませんか

本人通知制度は事前に登録した人の住民票の写しなどを代理人などの第三者が請求し、市が交付したときにその事実を郵送でお知らせする制度です。

住民票の写しなどを交付したことを通知することで、その請求が不正であった場合の早期発見、個人情報不正使用防止や事実関係の早期究明につながります。またこの制度は不正請求を抑止する効果が期待できます。

**【登録できる人】**

- 市の住民基本台帳または戸籍の附票に登録されている人
- 市の戸籍(除かれた戸籍を含む。)に記載されている人

**【通知対象となる証明書の種別】**

- 住民票の写し(除票を含む。)
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄本・抄本(除籍・改製原戸籍を含む。)
- 戸籍の附票の写し(除附票を含む。)

※本人通知制度事前登録日の翌日以降に交付したものは、

**【本人通知の記載事項】**

証明書を交付した場合の通知内容は次の4項目です。

- 交付年月日
- 交付証明書の種別
- 交付枚数
- 交付請求者の種別

※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

**【登録方法】**

本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、住民課または上野支所を除く各支所までお越しください。

代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は戸籍謄本などの資格を証明する書類を持参してください。

**【申込先・問い合わせ】** 住民課 ☎ 22-9645 FAX 22-9643 ✉ juumin@city.iga.lg.jp



# この機会にみんなまで考えてみまじょう 児童虐待・女性に対する暴力をなくすために

## 11月は児童虐待防止推進月間です

児童虐待とは、親または親に代わる養育者とその監護する児童に対して行う虐待行為で、こどもの心身を傷つけるものであり、「児童虐待の防止等に関する法律」で厳しく禁じられています。

- 【児童虐待の例】**
- 身体的虐待 (叩く、首を絞める、溺れさせる、部屋に監禁するなど)
  - 性的虐待 (性的ないたずらをする、性的な動画や画像を見せる、お風呂をのぞく、プライベートゾーンを触るなど)
  - 保護の怠慢・拒否 (長期間不潔なままで放置する、栄養不足や栄養不良、車内に放置する、同居人の虐待行為を黙認するなど)
  - 心理的虐待 (児童を無視・否定する、児童が傷つく言葉を浴びせるなど)



**しつけと虐待の違い**

**しつけ**  
児童が社会の中で生活していくことができる力をつける手助けを養育者が行うもの

**虐待**  
力でこどもを従わせるものであり、しつけの本質であるこどもの自律性を育むという要素はまったくない

怒ったときにはコントロールが効きにくいいため、しつけのつもりが虐待になってしまうことが少なくありません。

## 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(火)から25日(月) (女性に対する暴力撤廃国際日) までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

暴力は、親しい間柄であっても決して許されるものではありません。特に、配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメントなど女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。被害を受けた人は一人で抱え込まず、「ご相談ください」。

- こども家庭支援課 相談専用ダイヤル ☎ 22・9609
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21・0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62・0110
- DV相談ナビ ☎ #80088

**◆気軽に189相談ください**

- こども家庭支援課 相談専用ダイヤル ☎ 22・9609
- こどもとの関わりや子育てに関する悩みはありませんか。専門の相談員が相談に応じます。ぜひご相談ください。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎ 24・8060
- 伊賀警察署生活安全課 ☎ 21・0110
- 名張警察署生活安全課 ☎ 62・0110
- 地域の民生委員・児童委員

**その他の児童虐待の相談先**

24時間いつでも児童相談所に相談できる全国共通の電話番号です。子育てに悩んでいる人、虐待を受けていると思われるこどもを見つけた人は、「ご相談ください」。

**【問い合わせ】** こども家庭支援課 ☎ 22・9609 FAX 22・9646 ✉ katei@city.iga.lg.jp

